

## ○由布市水道水源地域保護条例施行規則

平成28年3月17日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、由布市水道水源保護条例（平成27年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例の定めるとおりとする。

(水源保護区域の指定)

第3条 条例第6条に規定する水源保護区域とは、水源地周辺及び水源地上流域で市の行政区域内とする。

(事前協議)

第4条 条例第7条第1項の規定による協議は、対象事業（変更）協議書（様式第1号）及び次に掲げる添付書類を提出して行わなければならない。

- (1) 対象事業（変更）計画書
- (2) 対象事業（変更）区域を示す図面及びその付近の見取図
- (3) 対象事業（変更）区域の地積図（字図）
- (4) 対象事業（変更）の計画図書
- (5) 対象事業をしようとする者の住民票の写し（法人の場合は、当該法人の定款及び登記簿謄本）
- (6) 関係地域の住民説明会報告書（様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認めた書類

(助言又は指導)

第5条 条例第7条第2項の規定による助言又は指導は、助言又は指導書（様式第3号）によるものとする。

(勧告)

第6条 条例第7条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）によるもの

とする。

(通知)

第7条 条例第7条第4項の規定による通知は、協議終了通知書(様式第5号)によるものとする。

(事業着手等の届出)

第8条 事業を行う者は、事業の着手、完了、中止又は再開の届出は、工事届出書(様式第6号)によるものとする。

(公表)

第9条 条例第13条第2項に規定する公表の通知は、公表の事前通知書(様式第7号)によるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

対象事業実施（対象事業変更）協議書

年 月 日

由布市長

殿

（〒 - ）

住所

氏名

印

（法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所又は事業所の所在地、名称及び  
代表者の氏名）

連絡先 （ ）

対象事業  
対象事業変更  
を行いたいので、由布市水道水源保護条例第7条第1項の  
規定により、関係書類を添付して次のとおり協議します。

対象事業場の 名 称	
対象事業場の 設 置 場 所	大分県 由布市
事業の主たる 内 容	
対象事業場の 設 置 面 積	平方メートル
対象事業場の設置 (変更) 予定年月日	年 月 日
対象事業場の設置 説明会等実施状況	
災害防止の方法	
備 考	

様式第2号（第4条関係）

対象事業住民説明会報告書

年 月 日

由布市長 首 藤 奉 文 殿

（〒 - ）

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所又は事業所の所在地、名称及び  
代表者の氏名）

連絡先 （ ）

由布市水道水源保護条例第7条第1項の規定により、対象事業の計画及び内容を  
周知するため、次のとおり説明会を実施したので、報告します。

実施日時	年 月 日（曜日）	午前	時	分から
	年 月 日（曜日）	午後	時	分から
実施場所				
実施の方法 （具体的に記入 してください）				
実施責任者の 氏 名				

様式第2号（第4条関係）

裏面

実施（地域）の状況（人数等）及び結果（詳しく記入してください。）

備考

様式第3号（第5条関係）

由 水 道 第 号  
年 月 日

様

由布市長 印

### 事業に関する指導（助言）書

年 月 日付けで協議のあった対象事業について、由布市水道水源保護条例に基づき審査した結果、改善を要すると判断したので、下記のとおり通知します。

記

対 象 事 業 場 の 名 称	
対 象 事 業 場 の 設 置 場 所	
指 導（助 言）内 容	

様式第4号（第6条関係）

対象事業協議（措置）勧告書

由 水 道 第 号  
年 月 日

様

由布市長 ㊟

由布市水道水源保護条例第7条第1項 の規定による協議をするよう 同条第3項  
の規定により、次のとおり勧告します。 に規定する措置をとるよう

対象事業場の 名 称	
対象事業場の 設 置 場 所	
事業者の住所 （所在地）及び 代表者の氏名	
協 議 の実施期限 措 置	年 月 日
備 考	

様式第5号（第7条関係）

由 水 道 第 号  
年 月 日

様

由布市長 ㊟

### 協議終了通知書

年 月 日付けで協議のあった対象事業場の設置・変更については、由布市  
水道水源保護条例第7条第4項の規定により、次のとおり判定したので通知します。

対 象 事 業 場 の 名 称	
対 象 事 業 場 の 設 置 場 所	
規 制 対 象 事 業 場 該 当 ・ 非 該 当 の 判 定	該 当 非 該 当
判 定 理 由	
備 考	



様式第6号（第8条関係）

事業届出書

年 月 日

由布市長 殿

（〒 - ）

住所

氏名

㊟

（法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所又は事業所の所在地、名称及び  
代表者の氏名）

連絡先 （ ）

年 月 日付け、由水道第 号で通知のあつた、事業に  
関する工事が（着手・中止・再開・完了）したので、次のとおり届出いたします。

対象事業場の 名 称	
対象事業場の 場 所	
対象事業場の 面 積	平方メートル
年 月 日	年 月 日
工 期	（自） 年 月 日 （至） 年 月 日
備 考	施工者及び現場責任者名・連絡先等

様式第7号（第9条関係）

由 水 道 第 号  
年 月 日

様

由布市長 首 藤 奉 文 ㊟

### 公表通知書

由布市水道水源保護条例第13条第2項の規定により、公表しますので次のとおり通知  
します。なお、当該公表に関して、意見書、証拠書類を提出することができます。  
また、申立てにより、意見書の提出とともに、口頭で意見を述べることもできます。

対 象 事 業 場 の 名 称 及 び 通 知 番 号	年 月 日 付 け 由 水 道 第 号
対 象 事 業 場 の 設 置 場 所	
公 表 す る 事 実	
公 表 の 根 拠 と なる 条 例 及 び 規 則 の 根 拠	
公 表 し よ う と す る 理 由	

意見書を提出する場合

意 見 書 提 出 場 所	
意 見 書 提 出 期 限	年 月 日

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)